

関西広域連合の緊急申し入れに対する回答

- 今回の福島第一原子力発電所の事故は、私どもも、同じ原子力事業に携わる者として、「決して起こしてはならない重大な事故」であると、大変重く受け止めています。
- また、周辺地域にお住まいの方々が避難を余儀なくされるとともに、全国の皆さまに多大の不安を与えていることについても、極めて深刻な事態であると受け止めています。
- 当社においては、今回の事故に対応して、まず、速やかな事故の収束に資するよう、東京電力に対して、要員の派遣、各種資機材の提供はじめ、最大限の支援を続けています。
- 具体的には、当社を含む電力各社が、事故発生直後から、現地の支援本部に要員を派遣しており、現在、当社からは約50名が、また総勢では約300名が、常時駐在しています。毎日、県内の各地に赴き、住民の方々や発電所の作業員の放射線チェック、環境中の放射線量の測定等に従事しています。
- また、当社の原子力発電所においては、安全確保に万全を期すため、今回の事故を踏まえた、地震、津波に対する緊急安全対策を、直ちに実施しています。
- 更に、社会の皆さまの不安を真摯に受け止め、皆さまへの丁寧な説明に、全社を挙げて取り組んでいます。

I 原子力発電所の一層の安全確保対策について

(1) 原子力発電所等の安全の確保について

- 現在実施している緊急安全対策に加えて、今後とも、必要な対策を自律的に、かつ徹底的に実施する所存です。
- 今回の事故は、津波の影響によって、「電源が確保できなかったこと」「原子炉の冷却機能が失われたこと」「使用済燃料プールの冷却機能が失われたこと」が、事故の拡大をもたらした要因であると考えられます。
- これらに対して、直ちに講じるべき地震対策、津波対策を、緊急安全対策として実施しています。
- 「電源の確保」に関しては、非常用ディーゼル発電機が使用できなくなった場合に備えて、各発電所に電源車を配備するとともに、そこから発電所設備にケーブルを繋ぎ込む手順と資機材を整備し、訓練を行っています。さらに、冷却水を必要としない空冷式の移動式発電装置を、各発電所に設置します。
- 「原子炉の冷却機能の確保」に関しては、電源の喪失により電動の冷却ポンプが

作動しない場合でも、蒸気で駆動する補助ポンプにより蒸気発生器に冷却水を送ることで、原子炉の冷却が可能であり、長時間の冷却を可能とするため、消防車等で水を補給できるよう、手順と資機材を整備し、訓練を行っています。この対策をさらに万全なものとするため、水の供給元となるタンクの周りに防護壁を設置して、津波の影響を受けないようにします。

- 「使用済燃料プールの冷却機能の確保」に関しては、通常のコoling装置が使用できなくなった場合に備えて、プールの近くの消火栓や消防ポンプを使って、プールに水を補給する手順と資機材を整備し、訓練を行っています。
- これら緊急安全対策に加え、重要な機器が津波で水を被らないように、建物の扉を強化して水を通さない構造にする工事や、屋外にある海水ポンプの周りに防護壁を築く工事なども実施していきます。
- また、原子力災害防止対策の推進を一元的に統括する者として、原子力事業本部に部長を1名、各発電所に副所長を1名、新たに配置し、体制の強化を図っています。
- 今後も、全力を挙げて、事故の情報収集、分析を継続し、新たな知見が得られた場合には、必要な安全対策について、最優先で取り組んでまいります。

(2) 監視体制の強化および情報提供の徹底について

- 「監視体制の強化」については、今後、国における原子力防災対策の見直しの動きも踏まえ、関係自治体のご意向もお伺いしながら、モニタリングポストの設置拡大などについて、検討してまいります。
- また、府民、県民の皆さまに対する、原子力発電や放射性物質等に関する情報提供についても、皆さまのご指導を得ながら、今後より一層の工夫と努力をしてまいります。

(3) 情報伝達体制の徹底について

- 万一、事故が発生した場合の連絡体制については、これまでも、関係府県、関係市町村への連絡体制を構築していますが、再度点検し、万全を期すことといたします。

II 原子力災害対策のための体制整備について

(1) 原子力災害対策にかかる法律等の見直しについて

- 「原子力災害対策にかかる法律等の見直し」については、今後、国において見直しが議論されるものと考えており、そうした動きを踏まえつつ、事業者として取り組むべき課題に真摯に対応してまいります。

(2) 情報の提供について

- 地域防災計画の見直しの検討に際して必要となる原子力施設の安全対策や監視体制にかかる情報については、積極的に提供させていただきます。

(3) 連携の強化について

- 関係府県との連携の強化については、定期的な協議の場を設けるなど、ご要請に沿って、積極的に対応してまいります。

Ⅲ 自然エネルギー導入への積極的な取組について

- 「自然エネルギー導入への積極的な取組」については、当社もこれまでから自然エネルギーの利用拡大に向けた様々な取り組みを行っています。
- 具体的には、大規模太陽光発電所や風力発電所、水力発電所の開発を進めるとともに、自然エネルギーを大量かつ安定的に受け入れるための電力系統全体の安定性確保に向けた研究開発を鋭意進めています。
- また、京都府けいはんな地域の実証事業に参画し、開発地の住宅、全900戸に太陽光発電を設置するマスタープランに基づいて、自然エネルギーの最適活用を目指したエネルギーマネジメントシステムの開発・実証に協力しています。
- 今後とも、自然エネルギーの導入拡大に向けて、積極的に取り組んでまいります。

以上

平成23年4月8日
関西電力株式会社
取締役社長 八木 誠